（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　293千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　122千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

（削る）

３　禁漁水準値　17千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

（削る）

１　漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　（略）

３　管理年度当初の漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１・２　（略）

３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の５パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量を明示した都道府県及び大臣管理区分（以下３において「数量明示区分」という。）ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。

第７～第９　（略）

（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、網口開口板を使用しない１そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量（１日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の操業における１操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成８年度（1996年度）から令和６年度（2024年度）までの平均水準とされた値（令和７年度（2025年度）資源評価において4.40トン／操業）とすること（主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　380千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　171千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　暫定管理基準値　限界管理基準値である171千トン（別紙１の２(1)のただし書の場合の目標となる親魚量）

４　禁漁水準値　25千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の３の暫定管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

親魚量が令和23年（2041年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、別紙１の３の規定に基づき検証を行った資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進めることとする。

３　（略）

４　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、３の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１・２　（略）

３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

数量を明示した都道府県及び大臣管理区分（以下３において「数量明示区分」という。）において、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の合計の５パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量明示区分ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。

第７～第９　（略）

（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、網口開口板を使用しない１そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量（１日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の操業における１操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成８年（1996年）から令和元年（2019年）までの平均水準とされた値（令和２年（2020年）資源評価において3.41トン／操業）とすること（主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）